

高鍋町告示第33号

平成30年第3回高鍋町議会定例会を次のとおり招集する。

平成30年8月31日

高鍋町長 黒木 敏之

1 期 日 平成30年9月6日(木)

2 場 所 高鍋町議会議場

○開会日に応招した議員

池田 堯君	水町 茂君
山本 隆俊君	津曲 牧子君
岩村 道章君	岩崎 信や君
緒方 直樹君	柏木 忠典君
後藤 正弘君	中村 末子君
黒木 博行君	黒木 正建君
春成 勇君	八代 輝幸君
青木 善明君	永友 良和君

○9月10日に応招した議員

同上

○9月11日に応招した議員

同上

○9月12日に応招した議員

同上

○9月25日に応招した議員

同上

○応招しなかった議員

議事日程(第1号)

平成30年9月6日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 諸報告
- (1) 議長の会務報告
 - (2) 議員派遣の報告
 - (3) 本省要望の報告
 - (4) 例月現金出納検査結果報告
 - (5) 町長の政務報告
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 報告第5号 平成29年度高鍋町財政健全化判断比率について
- 日程第5 報告第6号 平成29年度高鍋町公営企業資金不足比率について
- 日程第6 報告第7号 平成29年度高鍋町教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等について
- 日程第7 同意第5号 教育委員会委員の任命について
- 日程第8 議案第53号 高鍋町工業用地給水施設工事(電気計装設備工事)請負契約について
- 日程第9 議案第54号 平成30年度防衛施設周辺道路改修等事業 高岡・上永谷線道路改良工事請負契約について
- 日程第10 議案第55号 平成29年度高鍋町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 日程第11 認定第1号 平成29年度高鍋町一般会計歳入歳出決算について
- 日程第12 認定第2号 平成29年度高鍋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について
- 日程第13 認定第3号 平成29年度高鍋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について
- 日程第14 認定第4号 平成29年度高鍋町下水道事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第15 認定第5号 平成29年度高鍋町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算について
- 日程第16 認定第6号 平成29年度高鍋町介護保険特別会計歳入歳出決算について
- 日程第17 認定第7号 平成29年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計歳入歳出決算について

- 日程第18 認定第8号 平成29年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計歳入歳出決算について
- 日程第19 認定第9号 平成29年度高鍋町工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第20 認定第10号 平成29年度高鍋町水道事業会計決算について
- 日程第21 議案第56号 高鍋町家庭奉仕員派遣手数料徴収条例の廃止について
- 日程第22 議案第57号 高鍋町税条例等の一部改正について
- 日程第23 議案第58号 高鍋町自動車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第24 議案第59号 平成30年度高鍋町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第25 議案第60号 平成30年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第26 議案第61号 平成30年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第27 議案第62号 平成30年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第28 議案第63号 平成30年度高鍋町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）
- 日程第29 議案第64号 平成30年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第30 議案第65号 平成30年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第31 平成29年度高鍋町一般会計並びに特別会計決算審査結果報告

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 諸報告
- (1) 議長の会務報告
 - (2) 議員派遣の報告
 - (3) 本省要望の報告
 - (4) 例月現金出納検査結果報告
 - (5) 町長の政務報告
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 報告第5号 平成29年度高鍋町財政健全化判断比率について
- 日程第5 報告第6号 平成29年度高鍋町公営企業資金不足比率について
- 日程第6 報告第7号 平成29年度高鍋町教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等について
- 日程第7 同意第5号 教育委員会委員の任命について
- 日程第8 議案第53号 高鍋町工業用地給水施設工事（電気計装設備工事）請負契約について
- 日程第9 議案第54号 平成30年度防衛施設周辺道路改修等事業 高岡・上永谷線道

路改良工事請負契約について

- 日程第10 議案第55号 平成29年度高鍋町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 日程第11 認定第1号 平成29年度高鍋町一般会計歳入歳出決算について
- 日程第12 認定第2号 平成29年度高鍋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について
- 日程第13 認定第3号 平成29年度高鍋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について
- 日程第14 認定第4号 平成29年度高鍋町下水道事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第15 認定第5号 平成29年度高鍋町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算について
- 日程第16 認定第6号 平成29年度高鍋町介護保険特別会計歳入歳出決算について
- 日程第17 認定第7号 平成29年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第18 認定第8号 平成29年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計歳入歳出決算について
- 日程第19 認定第9号 平成29年度高鍋町工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第20 認定第10号 平成29年度高鍋町水道事業会計決算について
- 日程第21 議案第56号 高鍋町家庭奉仕員派遣手数料徴収条例の廃止について
- 日程第22 議案第57号 高鍋町税条例等の一部改正について
- 日程第23 議案第58号 高鍋町自動車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第24 議案第59号 平成30年度高鍋町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第25 議案第60号 平成30年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第26 議案第61号 平成30年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第27 議案第62号 平成30年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第28 議案第63号 平成30年度高鍋町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）
- 日程第29 議案第64号 平成30年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第30 議案第65号 平成30年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第31 平成29年度高鍋町一般会計並びに特別会計決算審査結果報告

出席議員（16名）

1 番 池田 堯君

2 番 水町 茂君

3 番 山本 隆俊君

5 番 津曲 牧子君

6番 岩村 道章君	7番 岩崎 信や君
8番 緒方 直樹君	10番 柏木 忠典君
11番 後藤 正弘君	12番 中村 末子君
13番 黒木 博行君	14番 黒木 正建君
15番 春成 勇君	16番 八代 輝幸君
17番 青木 善明君	18番 永友 良和君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 川野 和成君 事務局長補佐 岩佐 康司君
 議事調査係長 鳥取 真弓君

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 黒木 敏之君	副町長 …………… 児玉 洋一君
教育長 …………… 川上 浩君	農業委員会会長 ……… 坂本 弘志君
代表監査委員 ……… 黒木 輝幸君	
総務課長兼選挙管理委員会事務局長 …………… 河野 辰己君	
財政経営課長 ……… 徳永 恵子君	建設管理課長 ……… 恵利 弘一君
農業政策課長兼農業委員会事務局長 …………… 横山 英二君	
地域政策課長 ……… 渡部 忠士君	会計管理者兼会計課長 鳥井 和昭君
町民生活課長 ……… 山下 美穂君	健康保険課長 ……… 宮越 信義君
福祉課長 …………… 中里 祐二君	税務課長 …………… 杉 英樹君
上下水道課長 ……… 吉田 聖彦君	教育総務課長 ……… 野中 康弘君
社会教育課長 ……… 稲井 義人君	

午前10時00分開会

○議長（永友 良和） 14番黒木正建議員は遅刻ですので報告いたします。おはようございます。只今から平成30年第3回高鍋町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

この際、議会運営委員会の報告を求めます。委員長、中村末子議員。

○議会運営委員会委員長（中村 末子君） おはようございます。平成30年第3回定例議会が招集されたことにより、去る9月の3日10時より第3会議室において委員全員、議長、副議長はオブザーバーとして出席、執行部より副町長を含む3人が出席、議会事務局

から日程説明など2名が参加して、議会運営委員会が開かれましたので、その結果を御報告いたします。

今定例議会に提案されます案件は、法により定められた財政健全化判断比率、公営企業資金不足比率に関すること、教育に関する事務管理など、報告3件、教育委員の任期満了に伴う任命同意案件1件、工業用地給水施設工事及び道路関係工事請負契約の契約案件2件、平成29年度水道事業において未処分利益剰余金に伴う処分案件1件、平成29年度一般会計及び特別会計の決算認定が10件、高鍋町家庭奉仕員派遣手数料徴収条例廃止及び税条例等の一部改正などが3件、平成30年度高鍋町一般会計補正予算、特別会計補正予算など、補正予算関係が7件の合計27件が上程される予定です。

人事同意案件及び契約案件については、本日提案、質疑、討論を経て採決となります。

また、同意案件については討論はありません。

また本日は、決算認定案件があるため、代表監査委員の決算審査報告がございます。執行部の説明を求め、委員へ質疑を求めましたが、質疑はありませんでしたが、要望として常任委員会、特別委員会での各課の説明については、決算認定においてはその成果を中心にしっかりと報告されることを求めたところです。できれば、主な成果だけでなく付随する報告などについては、資料として提出し、議員が審査しやすい環境を構築されたいと要望したところでございます。

議会事務局には、日程の説明を求めました。今回の一般質問者は7名で、2日間とすることとしました。日程及び進め方についても、十分な議論を行い、日程どおり9月定例議会を行うことを、委員全員意見の一致を見ましたので御報告いたします。

今回は決算認定でもありますが、任期最後の定例議会でもあります。チェックできる議員の本分を發揮しながら、住民の願いを届けることのできる論戦のできる議会であることを期待しています。

なお、議員協議会を経て、意見書など議員提案があることを報告して、議会運営委員会の御報告といたします。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（永友 良和） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、1番、池田堯議員、2番、水町茂議員を指名いたします。

日程第2. 諸報告

○議長（永友 良和） 日程第2、諸報告を行います。

まず、議長の会務報告につきましては、別紙がお手元に配付してありますが、これにより朗読及び説明を省略して差し支えありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 異議なしと認めます。したがって、議長の会務報告は、朗読及び説明を省略いたします。

次に、議員派遣の報告につきましては、別紙がお手元に配付してありますが、このとおり派遣いたしましたので、これにより報告といたします。

次に、本省要望の報告を求めます。団長、山本隆俊議員。

○3番（山本 隆俊君） 去る8月16日、17日の2日間、本省要望団として永友良和議長、岩崎信や議員、後藤正弘議員、それに私、山本の4名の議員に町長、総務課長、地域政策課長、建設管理課長、議会事務局長、総勢9名によりまして表敬を兼ねながら、防衛省、国土交通省、地元選出国會議員に対しまして、高鍋町の当面する懸案事項の円滑なる推進を図るため、陳情に行ってまいりました。

要望事項としまして、一級河川小丸川水系の内水排除機能の確保・強化に関する提言、国道10号線の4車線化に関する提言、竹鳩橋架け替えに関する提言についての3件でございます。

以下、主だった点を御報告申し上げます。

16日は、午後から防衛省の地方協力局において、関係課長、室長が同席のもと、田中地方協力局次長と面談いたしました。その中で、再編関連訓練移転等交付金事業や、防衛施設周辺等事業補助等の予算措置に対するお礼と、今後の補助事業の継続をお願いいたしました。田中局次長からは、事業関連の説明を丁寧いただき、新田原基地の隣接町として、これからも長いお付き合いができるようにとお言葉をいただきました。

その後、東京事務所の黒岩課長の案内で、衆議院議員会館に向かい、地元選出国會議員等の事務所を訪問しました。江藤先生、武井先生、古川先生、濱地先生方はいずれも不在でありましたけれども、秘書の方に提言書を渡し、支援協力を重ねてお願いをしたところでございます。

翌18日には、宮崎県東京事務所を訪問いたしまして、所長は不在でしたが河北次長、有村次長と面談いたしました。その後、同事務所の靱木主査の案内によりまして国土交通省に向かい、初めに道路局の田尻大臣官房審議官と面談し、国道10号線の4車線化の件、竹鳩橋架け替えの件について提言書を手渡しし、今後ともお力添えをいただきますようお願いをしておりました。

次に、水管理・国土保全局の林局次長と面談をいたしまして、宮越樋管の内水排除の件について提言書を手渡しし、早期の事業着手を強くお願いをしておりました。面談した以外の役職の方には、各部署を回り提言書と名刺をお渡しし、お願いをしておりました。

その後、参議院議員会館に向かい、武見先生、長峯先生の事務所を表敬しましたが、先生方は不在で、秘書の方と面談し提言書を渡し、松下事務所では忙しい中にもかかわらず、松下新平議員が時間をとっていただき、今後とも御協力、お力添えをいただきますようお願いをいたしましたところでございます。

大変暑い中での要望活動でしたが、地元国會議員はもとより、関係する各部署との交渉

を深め、さらに根強く一步でも前進するよう期待をしながら帰途についたところでございます。

以上、簡単でございますが、本省要望についての御報告といたします。

○議長（永友 良和） 以上で、本省要望の報告を終わります。

次に、例月現金出納検査結果に関する報告が提出されましたので、お手元に配付してあります。

次に、町長の政務報告を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） おはようございます。平成30年6月1日から平成30年8月31日までの主な政務について御報告申し上げます。

まず、松本地区土砂災害防災訓練についてでございますが、6月3日日曜日に松本地区において実施いたしました。この訓練の実施により土砂災害に対する避難体制の強化と、地区住民の防災意識の向上を図ることができました。

次に、消防操法大会についてでございます。6月24日、井上商店スポーツセンター駐車場におきまして、高鍋町大会を開催いたしました。天候にも恵まれ、各部とも訓練の中で培った技術を十分に発揮し、大変すばらしい大会となりました。

東児湯支部大会におきましては、7月21日、東児湯消防組合で開催されました。結果、小型ポンプ積載車の部で第11部が見事優勝、小型ポンプの部で第10部が準優勝、ポンプ自動車の部で第3部が第3位と、すばらしい結果でございました。

そして、去る8月25日、宮崎県消防学校で開催されました宮崎県大会では、第11部が東児湯支部代表として出場いたしました。入賞には届かなかったものの、町、支部の代表として恥じない、気合いの入った機敏な動作を見せていただきました。

次に、蚊口浜ビーチクリーン活動についてでございますが、7月15日、高鍋海水浴場において行われました。当日は早朝にもかかわらず、町民の皆様ほか関係各団体から約2,000人の御参加をいただきました。清掃作業に汗を流しました。

次に、ルーヴル美術館の銅版画展についてでございますが、7月21日から9月2日まで高鍋町美術館において開催いたしました。貴重な版を用いて刷られた銅版画により、ルーヴル美術館の世界をより身近に感じていただけたものと考えております。

次に、きゃべつ畑のひまわり祭りについてでございますが、雨の影響もあり8月12日のみ、染ヶ岡地区において開催されました。約80ヘクタールの畑に約1,100万本のひまわりが咲き誇りました。同地区環境保全協議会が中心となり、本年度9回目となりますが、来年の第10回目で現在のイベントとしてのひまわり祭りは一区切りとのことです。

次に、畜魂慰霊式についてでございますが、8月27日、小並地区にある畜魂慰霊碑の前でとり行いました。未曾有の被害をもたらした口蹄疫の終息宣言から8年が経過し、その霊を慰めるとともに、改めてこのような悲劇を繰り返さないことを誓いました。

以上、その他の政務要望活動等につきましては、お手元の政務報告にて御確認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（永友 良和） 以上で、日程第2、諸報告を終わります。

日程第3. 会期の決定

○議長（永友 良和） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、会期日程予定表のとおり、本日から9月25日までの20日間にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月25日までの20日間に決定いたしました。

日程第4. 報告第5号

日程第5. 報告第6号

日程第6. 報告第7号

○議長（永友 良和） 日程第4、報告第5号平成29年度高鍋町財政健全化判断比率についてから、日程第6、報告第7号平成29年度高鍋町教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等についてまで、以上3報告を一括議題といたします。

まず、町長の報告を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 報告第5号平成29年度高鍋町財政健全化判断比率について及び報告第6号平成29年度高鍋町公営企業資金不足比率について、一括して御報告申し上げます。

まず、報告第5号平成29年度高鍋町財政健全化判断比率についてでございますが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの財政健全化判断比率につきまして報告するものでございます。

4つの指標の比率が、それぞれ括弧書きで記載しております。早期健全化基準値以上である場合は、財政健全化計画を定めなければならないこととされておりますが、本町では、いずれの比率も早期健全化基準値未満となっております。

次に、報告第6号平成29年度高鍋町公営企業資金不足比率についてでございますが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第2条第1項の規定により、公営企業の資金不足比率につきまして御報告するものでございます。

その比率が経営健全化基準で定められております20%以上である場合は、経営健全化計画を定めなければならないこととされておりますが、本町では水道事業、下水道事業、29年度から設置しました工業用地造成事業特別会計が対象となりますが、いずれも資金不足は発生しておりません。

以上、2件につきまして御報告申し上げます。

○議長（永友 良和） 次に、教育長の報告を求めます。

○教育長（川上 浩君） おはようございます。報告第7号平成29年度高鍋町教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等について御報告申し上げます。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により提出するものでございます。

以上でございます。

日程第7. 同意第5号

○議長（永友 良和） 次に、日程第7、同意第5号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 同意第5号教育委員会委員の任命について、提案理由を申し上げます。

現委員の黒木知文氏が、平成30年9月25日をもって任期満了になりますことに伴い、引き続き同氏を教育委員会委員として任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めますのでございます。このことにつきまして、御同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（永友 良和） 本件につきましては、再任でありますので略歴の説明を省略いたします。

以上で説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本件は人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決に入ります。

これから、同意第5号を起立によって採決します。本件は、同意することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、同意第5号教育委員会委員の任命については、同意することに決定いたしました。

日程第8. 議案第53号

○議長（永友 良和） 次に、日程第8、議案第53号高鍋町工業用地給水施設工事（電気計装設備工事）請負契約についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 議案第53号高鍋町工業用地給水施設工事（電気計装設備工事）請負契約について、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、当該工事の請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項

第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるところでございます。

以上、本案につきまして御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（永友 良和） 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。財政経営課長。

○財政経営課長（徳永 恵子君） 議案第53号高鍋町工業用地給水施設工事（電気計装工事）請負契約について、詳細説明を申し上げます。

契約の目的でございますが、高鍋町工業用地給水施設工事（電気計装工事）、工事場所は高鍋町大字南高鍋字式本松。契約の方法は、随意契約。契約の金額は、1億476万円、契約の相手方は、福岡市博多区御供所町3-21、横河ソリューションサービス株式会社副支店長上三垣隆志でございます。なお、この工事につきましては平成30年8月16日に、指名競争入札を行うところでしたが、指名をいたしました8業者のうち7事業者から辞退の申し出がございましたので、地方自治法施行令第167条の2第8項により随意契約を行いました。

参考までに指名業者を申し上げますと、契約業者となりました業者が、横河ソリューションサービス株式会社九州支店、辞退されました業者が、株式会社日立製作所九州支社、富士電機株式会社九州支社、富士古河E&C株式会社九州支店、株式会社明電舎九州支店、三興工業株式会社大阪支社、株式会社エース・ウォーター宮崎営業所、日新電機株式会社九州支店でございます。

以上です。

○議長（永友 良和） 以上で説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありますか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） まずですね、電気計装工事とは、どのような工事内容なんでしょうか。

またこれは、多分キャノン以外に利用する状況にある工事なのか、キャノン以外には使わないと思うんですけども。キャノン以外に、利用する状況にある工事なのか。なぜ、先ほど説明がありましたけれども、指名業者がやっぱり7社も辞退するということは、これは私は業者間のことはよくわかりませんが、普通考えれば、談合があったんじゃないかと考えざるを得ない状況も出ているんじゃないかなというふうに思うんですね。それ業者間でされたことですので、正直な話ってどこで何が起きているのかっていうのは、私たちは知るべしありませんけれども、ただどせつかく指名をしたと、その中で理由がわからなくて引かれたということについては、非常に疑問を感じる場所なんですけれども、私は、契約をする側としては、その辺のところも十分な意見聴取もする必要があったんじゃないかというふうに思うんですね。やはり、私は準備してきたものは、まず県外、それもなぜ福岡の業者なのか。県内にあるのが1社でした。県内に支店があるのが1社、あとは九州支店とか大阪とか、そういうところ。だから、特殊な工事なんだろうとは私もわかるんですけども、でも、電気計装工事っていうのがどんな工事なのかっていうのを、まず教

えていただきたいということ。

要するに、わけのわからないところでお金が動くっていうのは、非常に私、議員としては非常にまずいんじゃないかなというふうに思うんですね。だからそこら辺のところを、随意契約ですので、キヤノンが主導で行うことが可能だったのかどうかっていうこともあわせて、これはキヤノンの工事ではないということはよく承知しているけれども、承知していますが、それでもやはりこういうふうに辞退をされた業者がたくさん出てくると、正直に説明をしていただいたと思っておりますので、例えば説明で、ここしか来られなかったと。こっちは指名したんですけど、受けていただかなかったということですね、実際にね。だけど、高鍋町としてはこういう業者があるよと、こういう仕事ができる、こういう業者があるよということで指名をされたと、私は思っているんですよ。だから、それにもかかわらず辞退されたっていうことについては、非常にやっぱり疑問が残るっていうか、これを変に認めていけるかどうかっていうことが、非常に気になる場所なんです。またあとは、あとで2回目3回目でお聞きしたいと思います。

○議長（永友 良和） 財政経営課長。

○財政経営課長（徳永 恵子君） まず、本工事の内容についてでございますが、本工事は、高鍋町工業用地造成事業に伴い、給水施設の電気計装設備の設置を行うのもでございます。電気計装設備工事と申し上げますのは、計測機器等を電気信号配線でつなぐことで、機械を自動制御で運転することができるようにする配線、接続の工事でございます。上下水道課にございます既存の監視装置に、給水加圧ポンプ施設の電気機器を信号電気で結ぶことで、離れた場所にある各機器のオン、オフの排水流量、故障の有無の状態を表示させるなど、さまざまな電気機器を制御することが可能となる工事でございます。

また、この給水施設につきましては、キヤノン以外のものは使用いたしません。

と、この工事にかかる指名業者についてでございますが、指名につきましては、指名願が出ている業者のうち、施工能力があると認められる業者の全てを指名いたしました。

また、談合というお話でございますが、こちらにつきましても工事内訳書を徴し、内容を確認しておりますので、適正に見積もられたものというふうに把握しております。

以上です。

○議長（永友 良和） 12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） それではですね、これはもう指名を出すでもなく、結局最初から、金額的には大変高いものであっても、高鍋町にもともとこの業者が入っているということであれば、当然ほかの業者はそれも視野に入れた形での見積もりっていうのをするんじゃないかなというふうに思うんですね。だから、昔ですけども、ちょうどパソコンが入った時期に、1円入札っていうのがあったと思うんです。後のいろんなシステム改修とか、いろんな物を入れていくために、最初にそれで入っていれば、後の業者はもうおのずとその業者に決まらざるを得ないと、状況があって、非常に国も懸念をして、やっぱりそういうことはなくすよとということで、これ警告も発せられたいわゆる独占禁止に

反するというような感じで、多分あのときもそういうことで受けたんじゃないかなと、そういうことで流されたんじゃないかなと思うんですね。だから、こうすると独占禁止法にこれ違反するのと言われてたら、違反はしてないと思うんですよ。だけど、もともとやはり横河ソリューションが入っていたのであれば、当然その業者になるのかっていうことになってくると、私は見積もりの段階で、例えば高鍋町のそのシステムそのものを変更していくとか、それ状況を変えていくためには、一体どのくらいの費用を要するのかっていうことは、自然と、私は聴取する必要はあったんじゃないのかなというふうに思うんですね。そうしていかないと、やはり社会での、こういう発注ですね、工事発注とか、そういうものに関してはやはり公平性、整合性をしっかりと持っていかないといけない。また、それをきちんと私たちは、議員は諮る必要が、求めていく必要があるんじゃないかなというふうに思うんですね。だから整合性から考えたとき、公平性が保たれないという状況ってというのが、今回は出てきたんじゃないかなというふうに思うんですね。だからそういうことから考えたときに、もともと入っているところが有利であるということは、恐らく今度の工事のときには最初からわかっていたと思うんですね。わかっていたと思うんですね。だから、そこら辺のところは私もちょっとわかりませんので、この先ほど電気計装工事っていうのがどんなものかっていうのは説明をされたんですけども、これ担当課が説明していただいたほうがもっと詳しくわかると思うんですね、ほんとはね。だけど、私はやっぱりこれを今ここの議場で正直な話言って、さっとじゃあやりましょうというふうには、ちょっとならないかなというふうに思うんですよ。

そこで、議長にお願いをしたいんですけども、これは全員協議会をきちっと開いて、その中で質疑を一人3回とするのではなく、やはりこの案件については、この工事内容がどのようなものか、そしてそれはなぜほかの業者ではできないのか、ということをきちんと説明していただくところを設けていただかないと、この本会議のみで議論を重ねていっても、一人3回しかできませんし、その中でどうもこの辺でもやもやしたものが残っていると、人間というのはやはり残っているものを払拭できないと、なかなか次のステップに上がることができないという状況が出てきますと、いろんな工事発注に関して、そういう疑問点が出てくる可能性が秘められていると、このことに関してはですね。だからその説明をしっかりと、わかる人はわかると思うですよ。先ほど説明されたので。だけど、高鍋町の給水が、じゃあそれでどうなるのか、どうなってくるのかっていうことまで、きちっと先ほど説明されたわけですから、それがどう影響するのかっていうことも詳しく、しっかりとここで意見を、意見っちゅうかちゃんと担当課なりいろんなところの意見をしっかりと聞いて確認をしておかないと、私は次のステップにはちょっと行けないかなというふうに思うんですよ。

だから、これ議長にお願いですけど、今から全員協議会をしっかりと開いていただいて、その中で担当を含めた形で、もちろんこの議場で全員協議会としていただいても構わないと思いますので、全員協議会に切りかえていただいて、そこのところしっかりと説明をし

ていただく機会を与えていただくように、議長をお願いをしたいと思います。

○議長（永友 良和） しばらく休憩いたします。

午前10時36分休憩

午前10時37分再開

○議長（永友 良和） 再開いたします。上下水道課長。

○上下水道課長（吉田 聖彦君） 工事の中身をもう少し詳しく説明いたします。

計装工事の内容ですが、加圧ポンプ盤、自動制御のための計装盤、それから上下水道課に送るためのテレメーター装置と流量計、濁度計、非常用発電機等の各機器の設計、製作、試験、据え付け、配管、配線及び上下水道課にあります監視装置の機能の増設の工事が、工事の内容でございます。

設計したとおり、この金額でどこの業者でも工事はできます。施工もできます。

○議長（永友 良和） しばらくここで休憩いたします。

午前10時38分休憩

午前10時39分再開

○議長（永友 良和） それでは、再開をいたします。

ほかに質疑はありませんか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） ほかの議員はわかってらっしゃって、私だけが、何人かだけがわからなただけなんだろうと思いますが、やはり後から。（発言する者あり）

ぐちゃぐちゃ言わんでください。うるさい。そこで。静かにして。人が話しているときに。自分が質疑すればいいでしょうが。議長、注意してくださいよ。あんなのには。

○議長（永友 良和） はい、続けてください。

○12番（中村 末子君） 何考えてるんですか。人が質疑をしてる間に。茶々を入れるなんて、議会ではあるまじき行為ですよ。議長、注意すべきですよ。

○議長（永友 良和） しばらく休憩いたします。

午前10時39分休憩

午前10時39分再開

○議長（永友 良和） 再開いたします。

○12番（中村 末子君） はい。私は先ほどの説明の中で、高鍋町の給水に影響を与える。それはどのような程度の、要するに何分の一のものなのか、確率としては。やはりほかのところこれでこれは指名を辞退したんだろうというふうな予測しかされてませんけど、私はやはり、そこはちゃんと聞き取りをすべきだと思うんですよ。だからここに関して、パーセンテージで言えば何%くらいこういう可能性がある。そして、そのところも変えていくんなら、じゃどれぐらいの、先ほど言われたじゃないですか、説明で。言われ

たじゃない。金額を同じくらいの金額でできると思います、って。上下水道課長は答えられたと思うんですね。そういうふうに答弁されたとは私は記憶してますよ。だから、この金額でできるのである、のであれば、辞退する必要はなかったんじゃないかってやっぱ思っちゃうんですよ。同じくらいの金額であれば。そこが指名競争入札になると、少しやっぱ減額できた状況もあるんじゃないかというふうに思うんですね。

例えば、これがキヤノンがお金を出してくれるからいいんだ、というふうにしていくのか、どうなのかって。だからたとえ、キヤノンがお金を出してくれたにしても、そこは公共事業でちゃんとやるわけですから。公共工事で、ちゃんとこうやって契約をしていくわけですから、そりゃやはり紳士的に私たちもここで議論をして、じゃあ業者間でどうなのか、その高鍋町の給水とかそういうものに対して、影響を与える確率がじゃあどれくらいあるのか、そういうことも含めて、やっぱきちんと説明責任を果たすためには、そういうデータもしっかりとお示し願えなければ、やはり私たちはこれを賛成、反対と一律に申し上げることは、私はできません。手を挙げなかった議員も、多分同じ気持ちじゃないかなというふうに思うんです。やはり皆さんに説明するときに、本当に高鍋町に給水に影響を与えると言われれば、私もそうだろうと思うんです。でも、それは何%くらいなのかということで、判断していくこともやぶさかではないと思うんですね。だからそこ辺もきちんととって、だから何で辞退したのかっていうことを、各業者に聞き取りを、私はしっかりしていく必要があったんじゃないかなと。同じ金額であれば引き受けられたのであれば、だからそのときに、例えば上下水道課長なり誰かが、高鍋町の給水がひよっとしてこれだとまったらどうするんですかとか、もし何か言ったりしてることがあれば、万が一、そういうのがあったら、ひよっとしたら業者自体が、業者の事業体そのものが辞退をするための一つのそういう発言になっていった可能性もあるのではないかと危惧するわけですよ。老婆心です、これは。あくまでも老婆心ですけども、やはりそのところは事業者に、こういう指名競争入札に入らなくするための、もし発言があったとしたら、それはやはり競争入札っていうか、今、言われている独禁法にはもう違反していると言わざるを得ない状況があると思うんですね。だから、そういう発言がなかったか、それともちゃんと聞き取りをして、じゃあどれくらいでそれが回避できるような、100%ね。だから同じところだったらいいんだけどなというひとり言でも何でもだけど、そういうのが相手の業者に聞こえたときに、これは公務員としてあるべからず発言であると思うんですね。それは絶対なかったと、私は確信はしているんですけども、でも確信はしていても、その確信を私がしていくためには、やはり一つ一つ事実を積み上げていかないと確信に変わらないわけです。だから確信に変わるためには、やはり必ず業者には、指名の業者に対してなぜ辞退をされるんですかと、その理由は何ですかと、いうことをしっかりと聞いていく、そして調査をする、やはりそのことが、私はこの契約についてはすごく必要な事項ではなかったかというふうに思うんですね。辞退されたから私たち知りません、じゃなくて、辞退した理由っていうのをすごく重要だと思うんですね。重要な事柄をしっかりとそこでちゃ

んとやってなければ、ちゃんと行っていなければ、これは自治体で、公共事業で発注する場合、すごく問題があるんじゃないかなど。だから、こんな大きな金額であっても随意契約とせざるを得なかった状況にまで、高鍋町は来てるわけですよね。だから、随意契約をするっていうのは、本当にやむを得ない状況のときに随意契約ということをやっていく。でも業者の側が辞退されたから、それは私たちわかりませんか、余りにもおざなりな形がして、私非常に心配なんです。そういうこと、辞退されたから私たちはやむを得ずこういうふうにしたんですよ、じゃなくて、なぜ辞退されたのかって理由は聞かれましたか。聞いてないって多分おっしゃると思うんです。聞いてないって言われたら、私もう発言が3回目ですので、それ以上できないわけですよ。だから引っ張ってる部分もあるんですが、なぜ聞かなかったのか、そのことについてお伺いしたいと思います。聞いてないでしょ。多分聞かなかったとおっしゃると思うんですけど、それを見越して私、質疑をしております。

○議長（永友 良和） 副町長。

○副町長（児玉 洋一君） ちょっと整理させていただきます。

まず、給水すること、いわゆるキヤノンの工場に給水をすることで、今の町の今の給水の状況に影響はございません。何%ということがありますが、何%という言い方はできませんけども、給水に影響することはございません。それと、入札については、こちらとしては、入札を行います、指名を行いました。できるという判断で、この業者でできるということで指名をしまして、そこで、仕様を見た中で業者のほうで判断をしたと、辞退という判断をしたということですので、そこを入札制度の中で辞退理由を確認するというところまでは必要ないというふうに考えております。

あわせて申し上げます。入札については、今回の落札率は94.8%でした。ということで、入札については辞退者は出られましたが、この横河ソリューションとの随時契約については適正な入札が行われたと判断しております。

以上です。（発言する者あり）

○議長（永友 良和） ちょっと、待ってください。しばらく休憩いたします。

午前10時48分休憩

午前11時00分再開

〔14番 黒木正建君 入場〕

○議長（永友 良和） 再開いたします。

それでは、先ほどの件につきまして、訂正も含めて、副町長。

○副町長（児玉 洋一君） もう一回、お答えいたします。

辞退の理由については、業者と事業者のほうに確認をしておりますので、その辞退理由というのはわからないというふうな状況でございます。

以上でございます。（発言する者あり）

○議長（永友 良和） それではここで、しばらく休憩いたします。

午前11時01分休憩

午前11時01分再開

○議長（永友 良和） 再開いたします。

それでは、ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 議案第53号高鍋町工業用地給水施設工事（電気計装設備工事）請負契約について、反対の立場で討論を行います。

本来、私は、この議案には賛成すべきものだと思っておりました。ところが質疑を行い、私は、執行部内部でのしっかりとした意見の統一がなされていないということが、確かに会議録からは削除いたしますけれども、そういうことが明らかになりました。

私は、この電気計装工事っていう、正直な話、その内容をしっかりと把握していない私も悪いんですけども、その工事の内容をしっかりと説明し、そしてどのような工事内容なのか、そしてそのことが、私たち、日々生活している町民にとってどのような影響があるのか、そのことが一番、私は心配なんです。そのことが払拭されないと、なかなか賛成できかねるという状況も生まれています。

私は、先ほどの執行部の説明を聞いて、正直な話で、この計装設備そのものが全体的に掌握できているわけではありません。その上でも、私は、住民にほんの少しでも影響を与える、そして、この工事がひょっとしたらもともとあった設備に対して、ほかの業者がそれを見て判断したということになってくると、これはやはり、国の定めた独占禁止法にも抵触するおそれがあるのではないかと考え、反対したいと思います。

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第53号を起立によって採決します。本件は、原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立多数と認めます。したがって、議案第53号高鍋町工業用地給水施設工事（電気計装設備工事）請負契約については、原案のとおり可決いたしました。

日程第9. 議案第54号

○議長（永友 良和） 次に、日程第9、議案第54号平成30年度防衛施設周辺道路改修

等事業 高岡・上永谷線道路改良工事請負契約についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 議案第54号平成30年度防衛施設周辺道路改修等事業 高岡・上永谷線道路改良工事請負契約について、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、当該工事の請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、本案につきまして、御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（永友 良和） 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。財政経営課長。

○財政経営課長（徳永 恵子君） 議案第54号平成30年度防衛施設周辺道路改修等事業 高岡・上永谷線道路改良工事請負契約について、詳細説明を申し上げます。

契約の目的でございますが、平成30年度防衛施設周辺道路改修等事業 高岡・上永谷線道路改良工事、工事場所は高鍋町大字南高鍋字肥後牧、契約の方法は指名競争入札、契約金額は9,234万円、契約の相手方は高鍋町大字北高鍋83番地1、株式会社ビズ、代表取締役、横田直樹でございます。なお、この工事につきましては、平成30年8月16日に指名競争入札を行いました。参考までに指名業者を申し上げますと、株式会社尾鈴建設、九州建設工業株式会社、株式会社津房産業、パシフィック建設株式会社、株式会社増田工務店、株式会社ビズの6社でございます。

以上です。

○議長（永友 良和） 以上で説明が終わりました。これから質疑を行います。

質疑はありませんか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） これは多分、防衛省補助でやるものだと思っておりますけれども、防衛省補助は何%で、町持ち出しの金額は幾らなのか、その資金確保はどうするのか、また地質調査を行われたと考えますけれども、その結果については、どのような内容となっているのかお伺いしたいと思います。

○議長（永友 良和） しばらく休憩いたします。

午前11時08分休憩

午前11時10分再開

○議長（永友 良和） 再開いたします。建設管理課長。

○建設管理課長（恵利 弘一君） 防衛省補助につきましては、事業費の70%が補助になります。原契約で、今回の契約でいきますと、請負金額が9,234万円、防衛省が70%補助ですので6,463万8,000円、残りの30%に対しての90%が起債の比率になります。

一般財源につきましては、288万2,000円になります。

○議長（永友 良和） 地質調査の件で。

○建設管理課長（恵利 弘一君） はい、今回の路線につきましては、地質調査は道路の舗装の厚みを決定するために、土質の調査をしております。

○議長（永友 良和） 12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） だんだん借金がふえてくると心配なもんだから、確認をした次第です。計算はしてきてました、済みません。

「地質調査を行ったと考えますが」と聞いた一番大きな理由はですよ、ここは水がよく出るところなんですよね。だから舗装の厚さとかそういうことよりも、できればここについては、ひよっとしたらきちんとしておかないと、ボーリング調査なり何なりをして、ある程度地質のことをしっかりしておかないと、今、北海道でも大きな地震が起きてきたりしてますよね。これがやっぱり、大変なお金をかけた上に地震がきました、道路が全然使えませんということになっちゃ、ちょっと私もいけないかなというふうに思ったので、けさ、急遽、これを入れたんですね、質疑を入れたんですよ。

というのは、やはり北海道の地震でもわかるように、かなり住宅があるところに土砂が流れ込んできてるんですね。で、道路もかなり陥没してるんですね。ということは、今度新しくつくる線については、ある程度地質の硬いところっていうのをしっかりと確保していきながら、災害に対しても強い道路っていうのを、これからはつくっていくべきじゃないかなと。

だから、もし地震とかあって、あそこが2本とも通れなくなったということになったら、キヤノンさんは孤立してしまうわけですよ。もちろん、あそこの地元の人たちも孤立しますけど。だから、どちらか一方でも、あちこちからあそこの道路は行けますけれども、だから少なくとも今度新しくこちらのほうが高鍋町が改良するところが、地震があって潰れてしまったでは、住民の皆さんにも申しわけないし、補助をいただいております防衛省の方々にも申しわけない気がしますし。

だから、やはり、水の出ないようなところっていうのをしっかりと確保して、しっかりとした道路をつくっていただきたいというふうに思ったから、これしたんですね。

だから、できれば今からっていうのは無理でしょうけど。ある程度、何か私は聞いたところによると、飛行機とか何とかによる調査っていうのも、できなくはないんだそうですね。

急遽、私、けさ3時ぐらいからインターネットをちょっと開いてですね。地震がありましたって、北海道で地震がありましたっていった後だったかな、4時ぐらいにはちょっと起きて、それがあったもんだから慌てて加えて、そして地質調査がどういうふうに行うことができるかというふうに、ちょっとインターネットで問い合わせたところ、何か飛行機かヘリコプターか知りませんが、ずっと地下1,000、2,000メートルくらいまではわかるような調査会社があるということをお伺いして、それ見てですね、何かこう、お金がかかってでもそこをしっかりと構築していく必要があるんじゃないかな、というふうにちょっと思ったもんですから。

まあ、今さらながらなんですけど。ちょっとね、もう始まる段階になって契約した段階でこういうこと言うのは、私も大変いけないなというふうに思っているんですけども。でも、やはり地震を見たときに、高鍋町でも地震が起きないという、回避できないという状況になれば、ちゃんとした、住民の皆さんがまたあそこ避難して行かれるんじゃないかというふうに考えたときにはですね、ある程度しっかりした道路をつくっていただきたいと思うがゆえですので、そこは御理解願いたいと思います。

今からでも、するつもりがあるかないかっていうことを、ひとつ、これは契約の案件については、ちょっと行き過ぎた質疑になるかもしれませんが、もし御答弁いただければ、御答弁いただきたいというふうに思います。

それから、契約率は何%であったか、これはいつも聞いておりますのでお聞きしたいと思います。

○議長（永友 良和） 建設管理課長。

○建設管理課長（恵利 弘一君） ボーリングの調査の件ですけども、まず道路につきましては、道路より高いのり面、のり面等の工事をするときには、大規模土工ということで、ボーリング調査をするのが一般的です。

今回の場所につきましては、そういう場所がございませんので、平地、あるいは道路より低い部分の盛り土ということでありましたので、当初からボーリング調査は考えておりませんでした。現時点でも、ボーリング調査をする考えはございません。

それから、入札率ですけど、94.9%でございます。

以上でございます。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第54号を起立によって採決します。本件は、原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、議案第54号平成30年度防衛施設周辺道路改修等事業 高岡・上永谷線道路改良工事請負契約については、原案のとおり可決いたしました。

日程第10. 議案第55号

- 日程第 1 1. 認定第 1 号
- 日程第 1 2. 認定第 2 号
- 日程第 1 3. 認定第 3 号
- 日程第 1 4. 認定第 4 号
- 日程第 1 5. 認定第 5 号
- 日程第 1 6. 認定第 6 号
- 日程第 1 7. 認定第 7 号
- 日程第 1 8. 認定第 8 号
- 日程第 1 9. 認定第 9 号
- 日程第 2 0. 認定第 1 0 号
- 日程第 2 1. 議案第 5 6 号
- 日程第 2 2. 議案第 5 7 号
- 日程第 2 3. 議案第 5 8 号
- 日程第 2 4. 議案第 5 9 号
- 日程第 2 5. 議案第 6 0 号
- 日程第 2 6. 議案第 6 1 号
- 日程第 2 7. 議案第 6 2 号
- 日程第 2 8. 議案第 6 3 号
- 日程第 2 9. 議案第 6 4 号
- 日程第 3 0. 議案第 6 5 号

○議長（永友 良和） 次に、日程第 1 0、議案第 5 5 号平成 2 9 年度高鍋町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてから、日程第 3 0、議案第 6 5 号平成 3 0 年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計補正予算（第 1 号）まで、以上 2 1 件を一括議題といたします。一括して提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 議案第 5 5 号平成 2 9 年度高鍋町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてから、議案第 6 5 号平成 3 0 年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計補正予算（第 1 号）についてまで、一括して提案理由を申し上げます。

まず、議案第 5 5 号平成 2 9 年度高鍋町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてでございますが、本案につきましては、地方公営企業法第 3 2 条第 2 項の規定により、同剰余金の処分について議会の議決を求めるものでございます。

次に、認定第 1 号平成 2 9 年度高鍋町一般会計歳入歳出決算についてから、認定第 9 号平成 2 9 年度高鍋町工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算についてまででございますが、平成 2 9 年度各会計の歳入歳出の決算について、地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、議会の認定に付するものでございます。

初めに、認定第 1 号の一般会計については、歳入総額 1 1 7 億 9, 1 0 0 万 8 0 円、歳出総額 1 1 1 億 4, 6 7 5 万 8, 1 1 5 円、差し引き 6 億 4, 4 2 4 万 1, 9 6 5 円となって

おります。

次に、認定第2号国民健康保険特別会計については、歳入総額33億6,650万1,643円、歳出総額30億9,966万4,121円、差し引き2億6,683万7,522円となっております。

次に、認定第3号の後期高齢者医療特別会計については、歳入総額4億9,955万7,307円、歳出総額4億9,954万407円、差し引き1万6,900円となっております。

次に、認定第4号の下水道事業特別会計については、歳入総額5億9,047万8,245円、歳出総額5億8,117万788円、差し引き930万7,457円となっております。

次に、認定第5号の介護認定審査会特別会計については、歳入総額1,061万円、歳出総額941万8,880円、差し引き119万1,120円となっております。

次に、認定第6号の介護保険特別会計については、歳入総額19億8,009万6,113円、歳出総額18億183万6,077円、差し引き1億7,826万36円となっております。

次に、認定第7号の一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計については、歳入総額2,356万1,086円、歳出総額2,059万2,092円、差し引き296万8,994円となっております。

次に、認定第8号の西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計については、歳入総額14万8,984円、歳出総額13万6,188円、差し引き1万2,796円となっております。

次に、認定第9号の高鍋町工業用地造成事業特別会計については、歳入総額11億6,671万6,729円、歳出総額11億49万2,842円、差し引き6,622万3,887円となっております。

次に、認定第10号平成29年度高鍋町水道事業会計決算についてでございますが、地方公営企業法第30条第4項の規定により、議会の認定に付するものでございます。

営業面では、給水件数が9,029件で、前年度より21件の増。有収水量は201万1,597立方メートルで、前年度より0.6%の増でございます。

経営面では、税抜きの収益的収入総額4億4,027万3,215円、支出総額4億388万2,272円で、当年度純利益は3,639万943円ございました。

次に、資本的収支ですが、収入総額6,500万円に対し、支出総額は2億7,194万3,851円となっております。なお、資本的収入が支出に対して不足する額2億694万3,851円は、当年度損益勘定留保資金等で補填いたしました。

次に、議案第56号高鍋町家庭奉仕員派遣手数料徴収条例の廃止についてでございますが、本案につきましては、平成15年度に国の障害福祉制度が措置制度から支援費制度に移行していることに伴い、措置制度時の本条例を廃止するものでございます。

次に、議案第57号高鍋町税条例等の一部改正についてでございますが、本案につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、関連します高鍋町税条例等の一部を改正する必要が生じたので、所要の改正を行うものでございます。改正の主な内容といたしましては、個人の町民税につきまして、障がい者等に対する非課税措置の所得要件の見直し、均等割を課さないものの合計所得金額の限度額に係る基準の見直し等を行うもの。法人の町民税につきまして資本金1億円超の法人等に対して、納税申告書及び添付書類の電子申告を義務づけるもの、また、たばこ税の見直しとして加熱式たばこの課税方式について、紙巻きたばこの本数に換算する方式に段階的に移行するもの。たばこ税率の引き上げを平成30年10月1日から3段階で行うもの等でございます。

次に、議案第58号高鍋町自動車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございますが、本案につきましては、本駐車場の管理システム入れ替え期間中に無料開放での対応ができるよう、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第59号平成30年度高鍋町一般会計補正予算（第2号）についてでございますが、今回の補正は歳入歳出それぞれ12億7,955万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ134億5,131万円とするものでございます。

補正の主なものは、産地パワーアップ補助事業、尾鈴地区土地改良事業負担金、ふるさと納税推進事業、町単独道路改良事業及び脇地区急傾斜地崩壊対策事業等でございます。また、人事異動等に伴う人件費の調整を行うものでございます。

財源といたしましては、地方交付税、国・県支出金、寄附金、繰入金及び町債等でございます。あわせて、地方債につきまして、県営農地整備事業の追加及び町単独道路改良事業ほか、2件の変更を行うものでございます。

次に、議案第60号平成30年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、今回の補正は歳入歳出それぞれ3,249万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ25億7,913万7,000円とするものでございます。

補正の主なものといたしましては、歳出では、退職被保険者療養給付費の伸びによる増額、平成29年度事業実績による国庫負担金返還金の増額でございます。

歳入では、退職療養給付費増額に伴う普通交付金の増額、平成29年度事業実績による支払基金特定健康審査等負担金の増額、財源調整のための繰越金の増額でございます。

次に、議案第61号平成30年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、今回の補正は歳入歳出それぞれ131万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億1,087万円とするものでございます。

補正の内容といたしましては、歳出では、平成29年度療養給付費市町村費負担金確定に伴う後期高齢者医療広域連合給付金の増額。歳入では、一般会計繰入金の増額でございます。

次に、議案第62号平成30年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、今回の補正は歳入歳出それぞれ182万9,000円を追加し、歳入

歳出予算の総額をそれぞれ4億5,961万9,000円とするものでございます。

補正の内容といたしましては、歳出では、人事異動に伴う人件費の増額及び国庫支出金等返還金の増額、歳入では、平成29年度決算に伴う繰越金の増額でございます。

次に、議案第63号平成30年度高鍋町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、今回の補正は歳入歳出予算の総額に変更はなく、平成29年度事業費確定に伴い、歳入の費目間で財源調整するものでございます。

次に、議案第64号平成30年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、今回の補正は歳入歳出それぞれ1億7,781万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ20億556万9,000円とするものでございます。

補正の主なものは、歳出では、平成29年度事業費確定に伴う国・県支出金及び支払基金返還金並びに一般会計繰出金の増額及び介護給付費準備基金積立金の増額でございます。

歳入では、平成29年度事業費確定に伴う支払基金交付金の増額、平成29年度決算に伴う繰越金の増額でございます。

次に、議案第65号平成30年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、今回の補正は歳入歳出それぞれ296万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,997万2,000円とするものでございます。

補正の内容といたしましては、歳出では、新富町における地区外送水配管の修繕を行うための工事請負費の増額でございます。歳入では、繰越金の増額でございます。

以上、21件の議案等につきまして、御審議を賜りますようお願い申し上げます。

日程第31. 平成29年度高鍋町一般会計並びに特別会計決算審査結果報告

○議長（永友 良和） 日程第31、平成29年度高鍋町一般会計並びに特別会計決算審査結果報告を求めます。黒木輝幸代表監査委員。

○代表監査委員（黒木 輝幸君） こんにちは。監査委員2名を代表いたしまして、平成29年度各会計の決算審査結果を御報告いたします。

初めに、地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付されました平成29年度高鍋町一般会計及び特別会計歳入歳出決算に関する審査結果を御報告いたします。

決算審査は、去る7月2日から8月2日までの間、役場において書面審査及び対面審査を実施し、審査意見書を8月24日に講評を兼ねて町長に提出いたしました。決算審査意見書は、皆様のお手元に配付されております。その内容について御報告申し上げます。

まず第1に、審査の対象となりましたのは、平成29年度高鍋町一般会計歳入歳出決算、平成29年度高鍋町特別会計（8会計）歳入歳出決算、1、国民健康保険特別会計、2、後期高齢者医療特別会計、3、下水道事業特別会計、4、介護認定審査会特別会計、5、介護保険特別会計、6、一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計、7、西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計、8、工業用地造成事業特別会計でございます。

第2に、審査の期間でございますが、先ほども述べましたとおり、平成30年7月2日

から平成30年8月2日まで、実質審査日数18日間でございます。

第3に、審査の方法でございますが、審査に当たりましては、町長から提出された決算書及び附属書類が、地方自治法、高鍋町条例に準拠して作成をされているか、予算が適正かつ効率的に執行されているかを主眼に置き、関係職員の説明を聴取し、定期監査、例月現金出納検査結果等も考慮して、関係帳簿並びにその他書類と照合するとともに必要な書類の提出を求め、通常実施すべき審査を実施し、現地調査も実施いたしました。

第4に、審査の結果でございますが、平成29年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算は、関係諸帳票を初め、その他の証拠書類など照合審査した結果、決算に関する計数はいずれも正確であることを確認いたしました。

また、予算の執行、会計事務及び財産の管理など、財務に関する事務の執行は、適正に処理されているものと認められました。

それでは、総括意見を申し述べます。なお、それぞれの項目ごとの審査結果につきましては、意見書をごらんいただきたいと存じます。

まず、一般会計から申し上げます。最初に、決算にあらわれた現状の評価について申し上げます。収支でございますが、平成29年度一般会計決算の規模は前年度と比較して、歳入において28億9,362万4,000円上回り、歳出におきましても25億8,476万4,000円、前年度を上回っております。

また、収支では、実質収支は黒字を計上しておりますが、29年度のみ収支に引き直した実質単年度収支は、赤字となっております。これは、工業用地造成事業特別会計に資金を繰り出すために、基金を取り崩したことが主な要因であると分析をしておりますが、一過性のものであると推察をされます。

歳入面では、自主財源であります町税が2,224万5,000円増加するとともに、ふるさと納税による寄附金が19億8,596万6,000円増加をしております。自主財源確保の努力として評価できるものと思います。

依存財源であります地方交付税は6,448万7,000円の減少、地方消費税交付金は消費増加に伴い1,968万円の増加、国庫支出金は地方創生加速化交付金、年金生活者等支援臨時福祉給付措置事業補助金、社会資本整備総合交付金——これは道路・住宅でございますが——学校施設環境改善交付金等の減がありましたけれども、障害者自立支援給付費等負担金、障害児通所給付費等負担金、児童措置費負担金——これは私立分でございます。臨時福祉給付措置事業補助金、社会資本整備総合交付金——これは消防です。再編関連訓練移転等交付金等の増によりまして、全体では5,709万3,000円の増額となっております。

県支出金は、地域医療介護総合確保基金事業費補助金、農地耕作条件改善事業補助金、農村地域防災減災事業補助金、参議院議員選挙費委託金、埋却地再生整備事業委託金等の減がありました。障害児通所給付費等負担金、児童措置費負担金——私立分でございます。畜産競争力強化事業補助金、合板・製材生産性強化対策事業補助金、自然災害防止急

傾斜地崩壊対策事業補助金、衆議院議員選挙費委託金等の増によりまして、全体では1億1,188万2,000円の増額となっております。

借入金であります町債は、情報セキュリティ対策事業債、学校施設環境改善交付金事業債等の減がありましたけれども、庁舎非常用発電設備事業債、単独道路改良事業債、急傾斜地崩壊対策事業債、津波避難タワー整備事業債、高鍋町スポーツセンター施設整備事業債、臨時財政対策債等の増によりまして、全体では1億2,349万8,000円増加をしております。

収入未済額でございますが、総額で3億4,581万3,000円でございますが、繰越明許費に係る国庫支出金が3,952万3,000円、県支出金が328万円、町債が2億1,060万円含まれております。

なお、町税、保育料及び住宅使用料の収入未済額が9,241万円ございます。前年度と比較しまして441万5,000円増加をしており、その中で、特に住宅使用料は滞納額が増額をしておりまして、的確な対応が求められます。

不納欠損額は町税で409万2,000円となっており、総額では前年度と比較して341万7,000円の減少となっております。

また、町税滞納処分の執行停止中の額は、936万6,000円で983万9,000円減少をしておりますが、将来、不納欠損となる要素を含んでおりますので適切な対応が求められるものと思います。

歳出面でございますが、まず義務的経費におきましては、一般職の給与費、非常勤職員報酬等の増によりまして人件費が増加。

扶助費は年金生活者支援臨時福祉給付金等の減はありましたけれども、私立保育園委託費、臨時福祉給付金、障害児通所支援事業費、訓練等給付費、介護給付費、子ども医療費助成等の増によりまして、大幅に増加をしております。

公債費は償還額が増加をしておりまして、この結果、義務的経費全体では1億141万3,000円の増額となっております。

投資的経費でございますが、社会資本整備総合交付金事業、これは道路・住宅でございます。学校施設環境改善交付金事業、地域医療介護総合確保基金事業費補助金、町道維持整備工事、農村地域防災減災事業、耕作条件改善事業補助金、家老屋敷修繕工事等の減がありましたけれども、合板・製材生産性強化対策事業補助金、津波避難タワー整備事業、産地パワーアップ事業補助金、町単独道路改良事業、急傾斜地崩壊対策事業等の増によりまして、全体では1億8,593万1,000円の増額となっております。

その他の経費でございますが、補助費等は放課後児童健全育成事業委託、子ども家庭支援センター補助金、畜産競争力強化整備事業補助金等の増がありましたけれども、国県負担金の返還金、コミュニティ助成事業補助金、西都児湯環境整備事務組合負担金等の減によりまして、5,142万8,000円の減額となっております。

物件費でございますが、ふるさと納税関連経費、システム開発等委託費、固定資産総合

管理システム更新業務委託費、学校改修統合等検討調査業務委託費等の増によりまして、13億5,391万円の増額となっております。

積立金でございますが、財政調整基金の積み立ては減となりましたが、公共施設等整備基金、ふるさとづくり、これ、ふるさと納税ですが、基金の積み立てをしたことによりまして、4億4,449万1,000円の増額となっております。

繰出金でございますが、工業用地造成事業特別会計、介護保険事業特別会計、後期高齢者医療特別会計に対する繰り出しの増によりまして、5億4,485万5,000円の増額となっております。

以上の実績から従前に引き続き、財政規律を重んじるとともに、ふるさと納税制度を積極的に活用し、地場産業の活性化を図りながら、あわせて基金の積み立てにより、財政の健全化にも配慮する一方で、各種の補助制度を積極的に活用し、生活環境の整備、防災対策や教育環境の整備に取り組み、単独事業として子ども医療費無料化の拡充の実施など、平成29年度一般会計の運営は、効率で効果的であるとともに適正であったものと認められます。

なお、決算の状況についてでございますが、財源が伸びない中で社会保障費、特に扶助費等でございますが、大幅な増加が続くとともに、工業用地造成事業特別会計設置に伴う繰出金等によりまして、財源不足が生じている状況でございます。このことから、財政運営は一段と厳しさを増すことが予想されます。

このため、予算編成に当たりましては、歳出面におきましては緊急度、優先順位、予測される効果等について精査を重ねるとともに、歳入面におきましては、各種補助金等を積極的に活用するとともに、自主財源の確保に向けて収入未済額の解消に取り組む必要があるものと思われまます。

収入未済額は減少傾向にありまして徴収努力を評価するものでございますが、まだ依然として多額でありまして、引き続き取り組みの強化をしていただくよう要望いたします。

不納欠損につきましては、負担の公平性に配慮し、特に慎重を期することが必要であります。

また、予算の執行におきましては、財政規律を重んじた財政運営に取り組まれるとともに、常に妥当性等、効果について綿密な検討と予測に基づき執行し、最小の経費で最大の効果を上げるべく取り組むとともに、真に町民のための財政運営を進めるために、常に予算の管理執行状況を把握し、より計画的で効率的な執行に努めていただくよう要望いたします。

次に、国民健康保険特別会計について申し上げます。国民健康保険加入世帯数は前年度と比較しまして170世帯減少し、被保険者数は339人減少をしております。

歳入面では保険税率の引き下げ、被保険者の減少等によりまして、国保税が前年度と比較して637万3,000円の減収となっております。

国庫支出金、共同事業交付金、繰越金の増加はありましたが、税金それから療養給付費

等交付金、県支出金、前期高齢者交付金、繰入金が減額となったことによりまして、5,296万5,000円の減額となっております。

一方、収入未済額が徴収努力により、前年度に引き続きまして1億円を下回ったことは評価できるものと思われま。

なお、平成29年度に不納欠損処理した額は401万9,000円で、前年度と比較して499万5,000円減少しております。平成29年度末までの滞納累計額は7,940万9,000円ありまして、徴収努力の積み重ねによりまして毎年縮減をしてきておりましたが、平成29年度は若干増加をしております。執行停止中のものも加味すると、今後も滞納を縮減する努力が求められます。

現在の国民健康保険の財政状態でございますが、平成29年度末に実質単年度収支は赤字に転じていますが、準備基金の積み立ては平成30年5月末で、4億6,828万1,000円積み立てておりまして、安定していると言えます。

ここで、意見書の40ページをお開きいただきたいと思ひます。40ページの第1表をごらんになってください。表のE欄をごらんになってください。

ここに書かれております2億6,683万7,000円が、地方自治法に定める実質収支として決算書に計上される金額でございます。

しかし、この額は前年度からの繰越金や、基金の繰り入れ、積み立ても含んでおりますので、本当の財政状況は、その年度のみを収支をあらわす実質単年度収支で判断することになりますけれども、同じく第1表のK欄をごらんになってください。この数字は繰越金や基金の繰り入れ、積み立て金を除外した数字で、実質的に平成29年度のみを歳入歳出額をあらわしたものです。そういう意味では実質的には2,121万7,000円の赤字であったということが出来ます。

なお、決算に含まれておりません国庫支出金、県支出金、療養給付費等交付金の超過交付額、上回って交付された額が2,757万4,000円あります。これは翌年度、返還をしなければなりません。それらを差し引きますと、実質的には4,879万1,000円の赤字であったということになります。詳しくは意見書を見ていただきたいと思ひます。

交付金の不足や超過がなぜ発生するかと申しますと、国・県・支払基金からの交付金は療養費の見込みにより交付されますので、翌年度にその過不足を清算することとされております。

以上のことを踏まえまして、改めて状況を見てみますと、このまま推移すると財政運営は厳しくなるものと推測をされます。今後とも、医療費の動向を注視していく必要があるものと思われま。被保険者の高齢化の進展によりまして、医療費が毎年増加することが予想される中で、国民健康保険財政の安定化は最も重要な課題でありまして、その安定化のためには疾病の予防と健康保険税の的確な収納が求められます。特定検診の受診率向上や健康づくりの啓発による疾病の予防に向け、なお一層取り組まれるとともに、引き続き収納率向上対策に努めていただきますよう要望をいたします。

次に、後期高齢者医療特別会計について申し上げます。老人保健事業から後期高齢者医療保険事業に移行されまして、制度は既に定着をしまして、現段階では現行制度が継続をするものと思われまます。

次に、下水道事業特別会計について申し上げます。平成29年度の公共下水道事業の事業量は管渠布設108.7メートル、面整備0.1ヘクタールとなっております。

平成29年度末現在の面整備累計は225.7ヘクタールとなりまして、水洗化率は83.8%、2,791世帯6,043人となっております。下水道の普及によりまして、快適な生活と河川の浄化が進み、その効果は次第にあらわれてきております。

一方、浄化センターの機器の老朽化が進み、長寿命化対策が講じられておりまして、平成29年度で一定の対策が終了をしております。このような状況の中で、平成29年度末における財政状況は、起債残高が23億4,533万5,000円でありまして、その償還や事業推進に必要な費用及び維持管理費に要する財源は、使用料で賄っておりますけれども、不足額は全額一般会計からの繰り入れで補っているのが現状であります。

下水道経営の健全化と一般会計の負担を軽減するためにも、水洗化率の向上に向けた取り組みを、なお一層推進することが求められております。

あわせまして、受益者負担金の収納未済額に対しても具体的な対策を立て、的確に取り組まれることを要望いたします。

次に、介護認定審査会特別会計について申し上げます。3町によります認定審査は、的確そしてスムーズに行われておりまして、今後ともさらに連携を密に適正な審査を行われるよう要望いたします。

次に、介護保険特別会計について申し上げます。平成29年度の要介護、要支援の申請数は865件で前年度と比較して3件増加をしております。申請者のうち、非該当者は6件となっております。

平成29年度末の実質収支は黒字を計上しておりますが、ここで意見書の56ページをお開きください。56ページの第1表をごらんになってください。表のE欄をごらんになってください。ここに書かれてあります1億7,826万円が、地方自治法に定める実質収支として決算書に計上される金額でございます。

しかし、この額は前年度からの繰越金や、基金の繰り入れ、積み立ても含んでおりますので、本当の財政状況はその年度のみの収支をあらわす実質単年度収支で判断をすることになります。同じく第1表のK欄をごらんになってください。この数字は繰越金や基金の繰り入れ、積み立てを除外した数字で、実質的に平成29年度のみ歳入歳出差し引き額をあらわしたものです。そういう意味では実質的には5,720万2,000円の黒字であったということが出来ます。

なお、決算に含まれておりません国庫支出金、県支出金、一般会計繰入金の超過交付額が、1億1,623万6,000円と非常に高額になっております。これらを差し引きますと5,903万4,000円の赤字であったということになります。詳しくは意見書を見て

いただきたいと思います。

今後、高齢化が進み保険給付費の増加も見込まれますことから、負担に対する公平性の確保と、安定的な保険事業運営が求められます。このために、保険料の収入確保は必要不可欠であります。今後とも収入未済額を増加させないよう、対策に努めていただくよう要望いたします。

また、介護を必要とする全ての人々に希望する介護サービスが的確に提供できますように、円滑な運営を図っていただくよう望むものであります。

次に、一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計について申し上げます。一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計は、一ツ瀬川土地改良事業で導入された畑地かんがい用水を、他の農業にも雑用水として使用することを目的に1市3町で共同設置されました会計であります。平成21年度から事業を開始しております。事業開始から9年が経過し、財政状況は、収入未済額もなく基金を積み立てるなど、順当で安定した運営となっております。今後とも、収入の確保に努め適正で安定的な運営を要望いたします。

次に、西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計について申し上げます。西都児湯固定資産評価審査委員会は、平成27年度に西都児湯1市5町1村で共同設置されたものであります。平成29年度は審査事案はありませんでした。今後とも適正な審査を行われるよう要望いたします。

次に、高鍋町工業用地造成事業特別会計について申し上げます。工業用地造成事業特別会計は、企業誘致に係る用地造成等のインフラ整備事業を、町が行うことによりまして、迅速で効率的な企業立地を進める目的で設置をされました会計で、平成29年度から事業が開始されたものであります。

この取り組みによりまして国内有数の企業進出が決定したことは、大きな朗報でありまして、町と企業との連携により町の活性化及び定住化につながっていくことを期待するものであります。

平成29年度は初年度に当たりまして、今後の推移を見守っていく必要がありますが、用地の代行取得及び構築物の解体等の費用負担に係る清算を、的確に行われるよう要望いたします。

続きまして、地方公営企業法第30条第2項の規定に基づく、平成29年度高鍋町水道事業会計決算審査結果について御報告申し上げます。決算審査は去る6月25日から6月29日までの間の中で、役場において書面審査及び対面審査を実施し、審査意見書を7月13日に講評を兼ねて町長に提出いたしました。その概要について御報告申し上げます。

審査の期間は先ほど述べましたとおり、6月25日から6月29日までの間のうち、実質5日間でございます。審査の方法は、町長から提出されました決算書類及び附属書類が地方公営企業法、その他関係法令に基づき作成されているか、また、水道事業の経営成績及び財政状態が適正に表示されているかを検証するため、必要に応じて関係職員から説明を聴取し、会計帳票、証拠書類、関係帳簿等、通常実施すべき審査手続及び必要とする審

査を実施いたしました。

審査の結果でございますが、決算書類及び決算附属書類は地方公営企業法その他関係法令に基づき作成され、その計数は正確であり関係帳簿と符合し、かつ当年度における水道事業の経営成績及び財政状態を適正に表示していることを認めました。また、予算の執行も適正に執行されていることを認めました。

それでは総括意見を申し上げます。

まず、分析による現状の評価でございますが、業務の実績につきましては本年度の給水人口は1万8,455人で、前年度より113人減少しましたが、有収水量は1万1,247立方メートル増加するとともに、年間総配水量も前年度と比較して、2万5,155立方メートル増加をしております。

なお、漏水対策等の効果もありまして、有収率は87.6%と高い水準を維持しております。施設利用率及び負荷率も同累計の団体の経営指標、施設利用率50.36%、負荷率80.62%を上回っております、効率的な業務運営に努められたものと評価をできます。

次に、経営成績につきましては、本年度の経営成績は損益計算書のとおりであります。

収益では営業収益のうち給水収益が増加をしましたが、その他の営業収益が減少したことによりまして138万5,186円、0.3%減少をしております。

費用ですが、営業費用は資産減耗費の計上の増加が要因となりまして、902万1,570円、2.6%増加をしております。

営業外費用は支払利息が8.7%減少したことにより、485万7,857円減少しましたが、費用全体としては418万2,335円、1.0%増加をしております。

これらの結果、純利益は前年度より529万1,652円減少し、3,639万943円となっております。経営状況につきましては、経営分析での指数が経営指標と比較して下回っている部分もありますことから、改善を図っていく必要があるものと思われま。

次に、財政状態につきましては、今年度末における財政状況は貸借対照表のとおりであります。

資産の部では有形固定資産の建物、構築物、機械及び装置の減少額が大きく、建設仮勘定も減少したため、1億5,001万6,559円、3.1%の減少となっております。

流動資産は現金預金が7,069万967円、28.6%増加をしております。

負債の部の固定負債では、法改正によりまして平成26年度から企業債が資本金から負債として計上されることになりましたが、償還によりまして1億3,594万6,517円、5.3%の減となっております。

流動負債につきましては、翌年度の企業債償還予定額が増加し、未払金も増加したことによりまして4,150万9,420円、18.4%増加をしております。

繰延収益は、国庫補助金、工事負担金により取得した資産の当該年度減価償却費相当額である2,017万7,313円、3.6%が減少しております。このことによりまして、

全体の負債額は1億1,461万4,410円、3.4%減少しております。

資金運用面では、流動資産が流動負債を上回っておりますので、改善をしたと言えます。

資本金の部では、建設改良積立金を自己資本金に組み入れたため、5,391万583円、3.8%の増加となっております。

剰余金の部では、減債積立金は増加しましたが、当該年度末未処分利益剰余金は減少するとともに建設改良積立金を自己資本金に組み入れたため、剰余金は1,751万9,640円、7.1%減少しております。

以上のことから、資本全体では3,639万943円、2.2%の増額となっております。年度末におけます財政状態は安定していると言えますが、企業債未償還残高が高額でありますことから、さらなる経営努力が望まれるものと思います。

以上で報告を終わります。

○議長（永友 良和） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

お疲れさまでした。

午後0時14分散会
